

## 先進技術の活用による販売体制強化事業補助金交付規程

先進技術の活用による販売体制強化事業（以下、「本事業」という。）における事務局業務ならびに事業費等の補助金の申請および交付に係る規程を次のとおり制定する。

令和3年9月10日

信州須坂まちの元気創出推進委員会

委員長：中澤 正直

事務局：信州須坂 DX 推進共同企業体

（事務局構成団体：株式会社 Goolight  
特定非営利活動法人信州 SOHO 支援協議会）

（通則）

### 第1条

本事業における申請受付等の事務局業務、サポート窓口対応並びに、キャッシュレス決済および EC 導入等に係る事業費の補助金（以下「補助金」という。）の交付については、各交付要領および法令等の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（事務局）

### 第2条

本事業は、地方創生推進交付金事業「『まるごと』博物館構想を核とした『人』・『地域資源』で紡ぎだすまちの元気創出事業」において、信州須坂まちの元気創出推進委員会から業務委託を受けた信州須坂 DX 推進共同企業体（以下「事務局」という。）が実施する。

（目的）

### 第3条

「『まるごと博物館構想』を核とした『人』・『地域資源』で紡ぎだすまちの元気創出事業」は須坂市の文化振興および地域消費の活性化を図りまちなかの賑わいを創出することを目的としている。本業務は其中でも先進技術を活用した産業振興の役割を担う。新型コロナウイルス感染拡大により、人の往来や消費が減退しており、ICT を活用した販売拡大や販売機会ロスの削減、業務効率化は喫緊の課題である。感染拡大防止の意図も含めたキャッシュレス化の推進や、EC 化による新たな販路拡大、既存顧客の維持、中長期的な業務効率化は、今後の人口減少による人手不足の解決や生産性向上にも資する有用な取組みであり、with コロナ・after コロナ時代においても持続可能な地域を目指し、事業者および文化施設における先進技術を活用した販売体制強化を実施する。

(補助金の交付対象者)

#### 第4条

本事業の補助金交付対象者は、次のすべての要件に該当する者とする。

- (1) 須坂市内に住所または事業所を有する中小企業・小規模事業者等であること。
- (2) 委員長が求める資料等を委員長の要請に基づき提出できること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営むものでないもの。ただし、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営むもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むもの)を除く。
- (4) 申請者(中小企業・小規模事業者等)又はその法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと。反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等資金提供を受けていないこと。

(補助金の交付申請)

#### 第5条

補助金の交付の申請をしようとする者(以下、「申請者」という。)は、各交付要領に定める補助金交付申請書に委員長が定める書類(以下「添付書類」という。)を添え、委員長に提出しなければならない。

(交付対象経費及び補助率)

#### 第6条

申請者が行うキャッシュレス決済導入やEC化など、目的に合致した事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として事務局が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、補助事業の交付対象としない。

- 2 補助対象経費の区分及び補助率等は、各交付要領のとおりとする。

(補助金の交付の決定)

#### 第7条

委員長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、補助金等交付基準を満たすと認めたときは、補助金等の交付の決定をする。

- 2 委員長は前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をする。

- 3 委員長は、補助金等の交付を決定した場合において、必要と認めるときは、交付すべき補助金等の概算支払をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

#### 第8条

委員長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため、必要があるときは、次に掲げる事項について条件をつけるものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容変更（委員長が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは委員長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等に要する経費の使用方法に関すること。
- (3) 補助事業等を中止若しくは廃止しようとするとき又は補助事業等が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときも含む。）は、委員長の承認を受けること。

(消費税等の扱い)

#### 第9条

申請者は、第5条の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(決定の通知)

#### 第10条

委員長は申請者から申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、申請者に通知する。

(補助金額の計算方法)

#### 第11条

委員長は交付の申請がなされたもののうち、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。また、その他通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

#### 第 12 条

申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 10 日以内に委員長に書面をもって申し出なければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

#### 第 13 条

委員長は、補助金等の交付の決定をした後において、次の各号の一に該当する事態が生じた場合においては、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれにつけた条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - (2) 補助事業者等が補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができない場合
  - (3) 補助事業等に要する経費のうち、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができない場合
  - (4) 前 3 号以外の理由により補助事業等を遂行することができない場合
- 2 補助事業者等は、前項の規定によって損害を生じた場合であっても、委員長に対して損害の賠償を請求することができない。ただし、委員長が特に必要と認めた事項については、補助金等を交付することがある。
- 3 第 10 条の規定は、第 1 項の場合について準用する。

(補助事業等の遂行の指示)

#### 第 14 条

委員長は、補助事業者が提出する報告等によりその者の補助事業が補助金等の交付の決定内容及びこれにつけた条件に従って遂行されていないと認めたときは、その者に対し当該補助事業等の一時停止を求めることができる。

(補助事業の経理等)

#### 第 15 条

申請者のうち交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

(帳簿の保管期間)

#### 第 16 条

補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、事務局等の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

#### 第 17 条

補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ委員長へ変更内容を提出し、委員長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、下記軽微な変更を除く。
  - ① 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な目的達成に資するものと考えられる場合
  - ② 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 第 10 条の規定は第 1 項の場合において準用する。

(計画変更の承認条件)

#### 第 18 条

委員長は、前条の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更することができる。

(再委託)

#### 第 19 条

補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、事務局等に届け出なければならない。

(債権譲渡の禁止)

#### 第 20 条

補助事業者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事故の報告)

#### 第 21 条

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場

合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに委員長に連絡し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

#### 第 22 条

補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、委員長の要求があったときは速やかに報告書等を提出しなければならない。

(実績報告)

#### 第 23 条

補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、令和 4 年 2 月 28 日までに実績報告書等を委員長に提出しなければならない。

(実績報告の提出猶予)

#### 第 24 条

補助事業者は、実績報告書等をやむを得ない理由により提出できない場合は、委員長は期限について猶予することができる。

(補助金の額の確定等)

#### 第 25 条

委員長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知する。

(是正のための措置)

#### 第 26 条

委員長は、補助事業等の完了又は廃止に係る実績報告書の提出があった場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を求めることができる。

(補助金の返還)

#### 第 27 条

委員長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を求めるものとする。補助金の返還期限は、返還請求がなされた日から 20 日以内とし、期限

内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合を乗じて計算した加算金を委員会に納付するものとする。

(補助金の支払)

#### 第28条

補助金は、規程および交付要領により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

(補助金の請求)

#### 第29条

補助事業者は、前条の規定により補助金の支払を受けようとするときは、委員長へ連絡の上、委員長の要求する書類等を提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

#### 第30条

委員長は、補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、本規程又は法令若しくは本規程に基づく指示等に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

(交付決定の取消し後の補助金返還)

#### 第31条

委員長は、前条の取消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を求めるものとし、補助事業者は補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合を乗じて計算した加算金を納付するものとする。

(財産の処分制限)

## 第 32 条

補助事業者は補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号の一に該当するものを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付、又は担保に供するときは、委員長の承認を受けなければならない。

- (1) 不動産及びその従物
  - (2) 機械及び重要な器具で委員長が指定するもの
  - (3) その他補助金等の交付を達成するため特に必要があると認め、委員長が推定する財産
- 2 前項の規定は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過したときは、適用しない。
- 3 第 10 条の規定は、第 1 項の承認した場合に準用する。

(暴力団排除に関する誓約)

## 第 33 条

申請者は、暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認し、補助金交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(暴力団排除に関する誓約事項)

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。



